

質疑回答書

2026年9月29日

参加者各位

町田市長 稲垣 康治

質疑に対し、以下のとおり回答いたします

【件名】 基幹業務システム（学童保育）セットアップ（設計・構築）業務委託 基幹業務システム（学童保育）セットアップ（連携・データ移行）業務委託 基幹業務システム（学童保育）賃貸借（長期継続契約）	
【担当者名】 政策経営部デジタル戦略室 斉藤、越前、志賀	【電話】 直通 042-724-4432
質問内容	回答内容
「(13)システム要件確認書.pdf」 No.7「町田市のAWS（ガバメントクラウド）環境上に構築し、正常に稼働すること。」とありますが、貴市より払い出された環境にシステムを構築するということではよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
「(13)システム要件確認書.pdf」 No.37「システムに保管されているデータのうち、パスワード等の重要なデータはデータベース内で暗号化されていること。」とありますが、個人情報の対応を含みますか。	個人情報の対応を含むものとします。
「(14)業務機能要件確認書.pdf」 No.42「8段階の減免区分を設定することができる。」と記載がありますが、8段階とは市県民税均等割額、市民税所得割額、生活保護を8段階で表現できればよろしいでしょうか。	市民税所得割額、市民税均等割額、生活保護受給状況により、育成料（利用料）を8段階に設定できればよいです（現状は7段階）。詳しくは下記サイトをご覧ください。 まちだ子育てサイト (※リンクが機能しない場合はこちら https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/2/4/12993.html)
「(14)業務機能要件確認書.pdf」 No.58「新年度の税情報が税務システムから連携された際に、7月から3月の減免区分に応じた育成料の賦課計算を、一括で行うことができる。」 本機能は連携された税情報をもって減免申請対象児童の自動判定→減免金額の反映をするような想定でしょうか。	お見込みのとおりです。

「(14) 業務機能要件確認書. pdf」 No.60 「利用実績に応じた特別育成料（延長保育利用料）を賦課することができる。」について、利用実績は月毎の日数単位にて保持、算定する想定でよろしいでしょうか。	月ごとの特別育成料（延長保育利用料）が管理できればよいです。
「(14) 業務機能要件確認書. pdf」 No.61 「振替口座データの入力、修正ができる。「育成料」と「特別育成料（延長保育利用料）」どちらに紐づく振替口座データか判別ができる。（メモ欄等の活用による判別でも可。）」について、育成料、延長保育利用料それぞれで口座引落先を指定可能とし引落を実施する想定ということでしょうか。	育成料と特別育成料のそれぞれで口座引落先を指定することは想定しておりません。 入力した口座引落先が、育成料の口座振替依頼に基づくものか、育成料及び特別育成料の口座振替依頼に基づくものかを判別できればよいです。 ※特別育成料の口座登録は、育成料の口座登録が済んでいること及び、育成料の指定口座と同一口座であることを条件としています。
「(14) 業務機能要件確認書. pdf」 No.69 「収納用のバーコードを印字した納付書を一括もしくは個別に出力することができる。また、納付書対象者のデータをCSV形式で出力することができる。」 「(14) 業務機能要件確認書. pdf」 No.73 「コンビニ収納代行業者からの収納消込データ（DAT）を読み込んで、消込ができる。また、消込を行ったデータをCSV形式で出力することができる。」 について、eL-QR等の指定はございますでしょうか。	eL-QRを活用した収納は実施しておりません。

本調達には2件の業務委託、および1件の賃貸借が調達範囲となっていますが、下記の認識で相違ないかご確認お願い致します。 (1) 2027年3月31日までに、業務アプリケーションの構築および、貴市環境へのセットアップを完了する。 (2) 2027年4月1日から2027年7月31日までの期間で、現行システムからのデータ移行および、貴市標準システムとの連携テストを完了する。 (3) 2027年8月1日から新しい基幹業務システム（学童保育）を本稼働する。	(1) お見込みのとおりです。 (2) (3) 7月中の稼働を予定しています。構築、試験は本稼働までに完了させてください。
システム要件確認書No. 7に「町田市のAWS環境上に構築」とありますが、仮想OSの払い出しやネットワーク設定は貴市様が行い、受託業者は貴市より提供された仮想OS上に学童保育システムのアプリケーションを構築することが作業範囲である。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
システム要件確認書No. 8に「パッケージシステムは、AVDを使用した仮想デスクトップ環境から接続」とありますが、AVDの仮想デスクトップからAWS上の学童保育サーバまでのネットワーク接続経路は貴市により整備いただき、受託業者はネットワーク接続が可能な前提のもと、学童保育アプリケーションに関する必要な設定を仮想デスクトップに対して行うことが作業範囲である。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
システム要件確認書No. 8に「パッケージシステムは、AVDを使用した仮想デスクトップ環境から接続」とありますが、AVDの仮想デスクトップは他システムと共存する環境でしょうか。	お見込みのとおりです。
システム要件確認書No. 14に「β' モデルに基づき」とありますが、貴市のクライアントPCの実機はインターネット接続系にあり、そこからAVDの仮想デスクトップに接続する構成である。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

システム要件確認書No. 26に「未定義文字の連携について取込が行えること」とありますが、「未定義文字」とは、未登録の外字が発生した場合に、住民基本台帳システムで登録する特定の記号を指す。という理解でよろしいでしょうか。	標準仕様に準拠した連携では、MJ+を使用しているため、学童システムで文字変換を要する場合に、変換ができなかった文字が、「未定義文字」となります。
業務機能要件確認書No. 24に「延長保育の利用実績を入力することができる。」とありますが、延長保育利用児童について、利用月ごとの利用回数を入力できる機能を提供することで、要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。 (利用日〇月〇日までの管理は不要である。との認識で相違ないでしょうか)	月ごとの特別育成料（延長保育利用料）が管理できればよいです。
貴市端末環境（ADV端末）から接続および、標準システムとの連携が可能であること前提として、弊社が提供するLGWAN-ASP形式によるシステム導入を提案させていただくことは可能でしょうか。	システム要件確認書No. 7に記載のとおりです。
データ移行に関する既存システムからのデータ抽出作業について、システム要件確認書No. 31 に記載と同様に、貴市と既存システムベンダー様との保守契約範囲内で対応いただける（＝既存システムからのデータ抽出が可能である）という理解でよろしいでしょうか。 もし、この理解と異なる場合、データ抽出は既存システムベンダー様による有償対応となり、その費用積算は、既存システムベンダー様のみで可能と考えております。 この場合、今回の提案書における見積には含めない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-2. セットアップ（連携・データ移行）業務委託仕様書 P4 4.1職員研修について、研修を受講される「操作職員」の人数をお教えください。操作研修の実施方法および体制を検討するための情報として、人数の把握を希望しております。	15名程度を想定しています。

11. 提案書 提出者の欄に、「押印は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの受付票の印影と同一としてください」と記載されていますが、押印は当該の提出者欄に記載する提出者名に対応する押印を行う必要がある。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
システム要件確認書 No. 7および No. 11 関連提案システムのデータベース環境として「AWS RDS（マネージドデータベース）」または「AWS EC2上に構築したデータベース」を利用することは可能でしょうか。 可能な場合、利用料やデータベースライセンス費用は、提案時の見積金額に含めて提案すべきでしょうか。	利用することは可能ですが、利用料やデータベースライセンス費用は見積金額に含める必要はございません。
システム要件確認書 No. 15 関連国標準レイアウトに基づくCSV（またはテキストファイル）のインポート/エクスポート形式による連携機能の提供であっても要件を満たす認識でよいでしょうか。	システム要件確認書No. 15に記載のとおり、連携インターフェースについては国の標準仕様に準拠したものを構築する必要があります。